

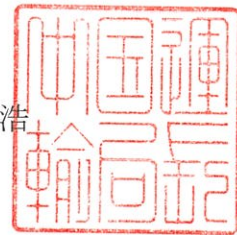
公 示

「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成28年11月30日中国運輸局公示第50号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので公示する。

令和6年4月1日

中国運輸局長 益田 浩



一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（中国運輸局公示）新旧対照表

新	旧
<p>制定 平成28年11月30日 中国運輸局公示第50号 改正 平成29年 1月31日 中国運輸局公示第72号 改正 平成29年 3月17日 中国運輸局公示第95号 改正 平成30年 4月18日 中国運輸局公示第 4号 改正 令和 2年11月26日 中国運輸局公示第50号 改正 令和 3年 5月31日 中国運輸局公示第14号 改正 令和 5年 9月29日 中国運輸局公示第52号 <u>改正 令和 6年 4月 1日 中国運輸局公示第 1号</u></p>	<p>制定 平成28年11月30日 中国運輸局公示第50号 改正 平成29年 1月31日 中国運輸局公示第72号 改正 平成29年 3月17日 中国運輸局公示第95号 改正 平成30年 4月18日 中国運輸局公示第 4号 改正 令和 2年11月26日 中国運輸局公示第50号 改正 令和 3年 5月31日 中国運輸局公示第14号 改正 令和 5年 9月29日 中国運輸局公示第52号</p>
<p>公 示</p>	<p>公 示</p>
<p>一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p>	<p>一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p>
<p>一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準を別紙のとおり定めたので公示する。</p>	<p>一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準を別紙のとおり定めたので公示する。</p>
<p>平成28年11月30日</p>	<p>平成28年11月30日</p>
<p>中国運輸局長 鵜沢 哲也</p>	<p>中国運輸局長 鵜沢 哲也</p>

<p>一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準</p> <p>(略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則 (令和6年4月1日 中国運輸局公示第1号)</u></p> <p><u>1. この基準は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2. 令和6年3月31日以前の違反行為については、改正前の基準により行政処分等を行うものとする。</u></p>	<p>一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準</p> <p>(略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>(新設)</p>
---	---

○一般乗合旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準 新旧対照表

新				旧			
適用条項	違反行為	基準日車等		適用条項	違反行為	基準日車等	
		初違反	再違反			初違反	再違反
運送法第9条第4項	関係者間の協議が調ったことによる運賃等事前届出、運賃等変更事前届出違反	20日車	40日車	運送法第9条第4項	関係者間の協議が調ったことによる運賃等事前届出、運賃等変更事前届出	20日車	40日車
運送法第9条第6項	運賃料金事前届出、運賃料金変更事前届出違反	20日車	40日車	運送法第9条第5項	運賃料金事前届出、運賃料金変更事前届出違反	20日車	40日車
運送法第9条第7項	運賃料金の変更命令違反	60日車	処分基準5.(1)④イによる	運送法第9条第6項	運賃料金の変更命令違反	60日車	処分基準5.(1)④イによる
運輸規則第21条第1項	1 「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号。以下「乗務時間等告示」という。)に従った勤務時間及び乗務時間の設定違反 ①設定不適切 ②未設定 2 乗務時間等告示の遵守違反(注1) ①各事項の未遵守計5件以下 ②各事項の未遵守計6件以上15件以下 ③各事項の未遵守計16件以上(注2)	警告 10日車	10日車 20日車	運輸規則第21条第1項	1 「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号。以下「乗務時間等告示」という。)に従った勤務時間及び乗務時間の設定違反 ①設定不適切 ②未設定 2 乗務時間等告示の遵守違反(注1) ①各事項の未遵守計5件以下 ②各事項の未遵守計6件以上15件以下 ③各事項の未遵守計16件以上(注2)	警告 10日車	10日車 20日車
	(注1) 1か月の拘束時間又は4週間を平均した1週間当たりの拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、上記の件数として計上し基準日車等を算出するとともに、さらに別立てで次のとおり基準日車を算出し、上記の基準日車等に合算する。 ① 各事項の未遵守計1件 ② 各事項の未遵守計2件以上 (注2) 処分基準4.(1)②ハに該当するものを除く。	10日車 20日車	20日車 40日車		(注1) 4週間を平均した1週間当たりの拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、上記の件数として計上し基準日車等を算出するとともに、さらに別立てで次のとおり基準日車を算出し、上記の基準日車等に合算する。 ① 各事項の未遵守計1件 ② 各事項の未遵守計2件以上 (注2) 処分基準4.(1)②ハに該当するものを除く。	10日車 20日車	20日車 40日車